

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 21 日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課
(自立支援給付グループ)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）及び就労継続
支援事業の取扱い等について（通知）

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がありましたの
でお知らせします。

<添付資料>

- 1 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（令和 2 年 2 月 20 日付け厚生労働
省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
※事務連絡中の下線部が第 2 報で追加された部分です
- 2 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」
（令和 2 年 2 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
事務連絡）
※就労系事業所向けの事務連絡ですが、通知漏れを防ぐため全指定障害福祉サー
ビス事業所等運営法人へお送りしています

島根県健康福祉部障がい福祉課
自立支援給付グループ 倉橋
TEL: 0852-22-5239